

「年休権共同本人訴訟」 原告3名が堂々と 意見陳述を述べる!!

11月6日、大阪地方裁判所において「年休権共同本人訴訟」第1回口頭弁論が開催されました。原告の今田さん、山本さん、浦谷さんの3名は、会社の年休や休日の取扱いに対して、労働者の年休権を軽視し、社員の休日を勝手に奪うことは年休権の侵害にあたるとして意見陳述を堂々と述べてきました。

以下が、原告3名が意見陳述で述べた特徴的な内容です。

【今田 昌二さん】

- 私は、要員操配との関係で年休が「承認されず」、その日が出勤日になることは理解できません。何故、年休請求している日を休日にし、その上で休日出勤にするのでしょうか？ 単なる通常の出勤日にし、わざわざ休日出勤日にする必要はないと思います。
- 今回の私や山本原告の年休請求への会社の取り扱いは、まったく納得出来ません。会社は、労働者の年休権を軽視し、意図的にやっていると思えません。

【山本 圭一さん】

- 私は休日勤務そのものに反対しているわけではありません。会社には会社の社員に休日勤務をさせる理由はあると思います。しかし、社員にも都合があるのです。だから、双方が調整しながらやる必要があります。それを一方的に休日勤務指定し、本人の意思を一切聞こうとしない会社の姿勢が許せないのです。世間の会社はどうでしょうか。当たり前の事ですが、本人に休日勤務の同意を求めているのではないのでしょうか。
- 私は、このような会社の年休や休日の取り扱いはおかしいと思います。そのような思いで本裁判を訴えたのです。

【浦谷 幸二さん】

- 会社は、労基法39条に定められた年休の取り扱いを無視し、「休日勤務日は、労働義務のある日だから年休の時季指定が出来る。」と言っています。年次有給休暇は、労働者の権利であり、会社から与えられたり享受するものではありません。会社のこのような取り扱いは、私や今田、山本原告の年休権に対する侵害です。
- 私はこの裁判を通じて、会社に社員の権利である年休権を尊重し、休日を勝手に奪う行為を改めることを望んでいます。多くの社員が、自分の年休や休日を自由に休みたがっています。休む権利も勤労の権利も元々人間が人間らしく生きる権利として保証されています。私は、人間のもつ権利を会社から奪い返す気持ちで裁判に訴えています。公平・公正な判決を宜しくお願いします。